

## (財) 自治体国際化協会 ロンドン事務所 マンスリートピック (2013 年 2 月)

### 都市による失業者サービス引き受けの成功例 — 失業対策への自治体の関与の拡大

この 10 年間で、失業者及びその家庭に対するサービス提供のあり方が変わってきている。職場斡旋のほかに失業者の登録、手当の給付、教育・研修の提供などを含む失業者向けサービスは、連邦政府が直轄で市民に直接提供している数少ないサービスの一つである。連邦雇用庁は、連邦労働社会省の管轄下にある地域事務所を運営する連邦行政機関である。この組織は現在も存続しているが、2004 年以降に、地方自治体が直接失業者サービスに関与することになった。2005 年に実施された失業扶助と社会扶助の一本化改革 (ハルツ IV 改革) に伴い、特に長期間失業している人々に対するサービス改善を目指して、地方自治体の更なる関与が進められた。市町村及び郡が失業者サービスを単独で引き受ける実験が開始され、その他の地域では、連邦雇用庁と地方自治体が協働して、新しい協働サービス体系を設立することとなった。2005 年からは、6 都市及び 63 郡がサービスを開始した。元々は 2011 年まで実験的な運営が予定されており、その後継続するかどうかについて決定することになっていた。実験に参加した全ての地方自治体が継続を希望し、2011 年 1 月から当該の全ての地方自治体が単独で実施し続けている。そのためにドイツの憲法に当たる基本法の改正が行われた。また、2012 年 1 月からは 41 地方自治体が新たに失業者サービスを引き受け、失業者向けのサービスの地方化が拡大している。

6 都市が新しくサービスを引き受けるようになってから 1 年が経った現在、ドイツの都市の連絡協議会であるドイツ都市会議 (Deutscher Städtetag) は、大きな都市の取り組みについて初めての報告を発表した。

2005 年からは、次の市が失業者サービスを引き受けた。

エルランゲン市 (バイエルン州、人口 10 万 6000 人)

ハムム市 (ノルトライン・ヴェストファーレン州、人口 18 万 2000 人)

イエーナ市（チューリンゲン州、人口 10 万 5000 人）

ミュールハイム・アン・デア・ルール市（ノルトライン・ヴェストファーレン州、人口 16 万 7000 人）

シュワインフルト市（バイエルン州、人口 5 万 3000 人）

ヴィースバーデン市（ヘッセン州、人口 28 万 7000 人）

ヘッセン州の州都であるヴィースバーデン市だけが 20 万人以上の都市であり、最初にサービスを引き受けた自治体は、主に中規模の都市であった。

2011 年から、以下の 9 都市も失業者サービスを単独で引き受けた。

エッセン市（ノルトライン・ヴェストファーレン州、人口 57 万 3000 人）

インゴルシュタット市（バイエルン州、人口 12 万 6000 人）

カウフボイレン市（バイエルン州（人口 4 万 1000 人）

ミュンスター市（ノルトライン・ヴェストファーレン州、人口 29 万 1000 人）

オッフエンバハ市（ヘッセン州、人口 12 万 2000 人）

プフォルツハイム市（バーデン・ヴェルテンベルク州、人口 12 万人）

ゾーリンゲン市（ノルトライン・ヴェストファーレン州、人口 15 万 9000 人）

シュトゥットガルト市（バーデン・ヴェルテンベルク州の州都、人口 61 万 3000 人）

ヴッパータール市（ノルトライン・ヴェストファーレン州、人口 34 万 9000 人）

失業者サービスの単独引き受け第 2 陣では、規模の大きい都市が多く参加している。また、それぞれの都市の状況も多様であり、経済状況がよいバイエルン州のエルラン

ゲン市（失業率2.4%）やバーデン・ヴュルテンベルク州のシュトゥットガルト市（5.5%）では失業率が割合低い。それとは対象的に、ノルトライン・ヴェストファーレン州のルール工業地帯の脱工業化都市では、10%前後である。

単独で失業者サービスを引き受けている都市は、それぞれの状況に合わせた取り組みを始めている。ヴッパータール市は、近隣地区運営（neighbourhood management）からヒントを得て、中央的な官庁ではなく、地区で様々な形でサービス提供を始めている。教育・研修の組織や他の組織と連携しながら、一人親、若い人や移民の背景を持つ住民<sup>1</sup>のためのサービスに力を入れている。

シュワインフルト市は、最近評判が悪くなっている「基幹学校 Hauptschule」の生徒のための「職場体験日」を導入した。基幹学校は、ドイツの2重教育制度（マイスター教育制度）の前段の学校であったが、職場教育に進むことが出来ない学生が増えている、という評価である。このような評価を払拭し、青年に実際の職場環境を体験させるための新たな取り組みである。

ヴィースバーデン市は、一人親の就職を高めるために、児童保育、研修や個人指導、企業でのパート・タイムの増加など連携した取り組みで成功を収め始めている。

シュトゥットガルト市は、新しい失業者向けサービスが市の他部局・組織と協力し、失業者全ての生活環境に配慮したサービスの提供を目指している。

ドイツ都市会議の事務総長は、「失業者向けサービスを担当する職員や関連する施設を引き受け、全ての個人記録や書類を一元化し、新たなITシステムに移管することは大きな課題であったが、それを完成させた。現在では、都市は失業者やその家庭

---

<sup>1</sup>「移民の背景を持つ人々 Personen mit Migrationshintergrund」という表現がドイツで多く利用されている。その定義は、ドイツに住む外国人に加え、①1949年以降に現在のドイツ連邦共和国に移住した人、②ドイツで生まれたすべての外国人、③ドイツ国籍を取得した外国人、④少なくとも両親の片方が移民であるか、もしくはドイツで生まれた外国人である人を意味している。

のために、それぞれの状況に合わせて人中心のサービスを提供することに集中し、内部や外部の関係機関との協力関係を構築することに力を注いでいる。」と述べている。

#### 参照

Deutscher Städtetag, Pressemitteilung 23.1.2013, 'Deutscher Städtetag zieht Bilanz zu Optionskommunen'

<http://www.staedtetag.de/presse/mitteilungen/064250/index.html>

Jobcenter Arriba am Arrenberg Wuppertal

<http://www.jobcenter.wuppertal.de/meldungen/meldungen-2012/102370100000447634.php>

戸田典子、「失業保険と生活保護の間：ドイツの求職者のための基礎保護」、国会国立図書館レフェレンス 2010年2月

<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/pdf/070901.pdf>